

大崎地方合併協議会

第4回農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会

日時：平成15年11月4日（火）

午前9時30分～

場所：鹿島台町

鎌田記念ホール「多目的ホール」

次 第

1．開 会

2．開会あいさつ

3．協議事項

（1）新市農業委員会の組織等について

（2）合併特例法の適用について

（3）農業委員会委員の報酬について

（4）次回会議の開催について

4．その他

5．閉会あいさつ

6．閉 会

協議事項(1)(2)

新市農業委員会の組織等及び合併特例法の適用について

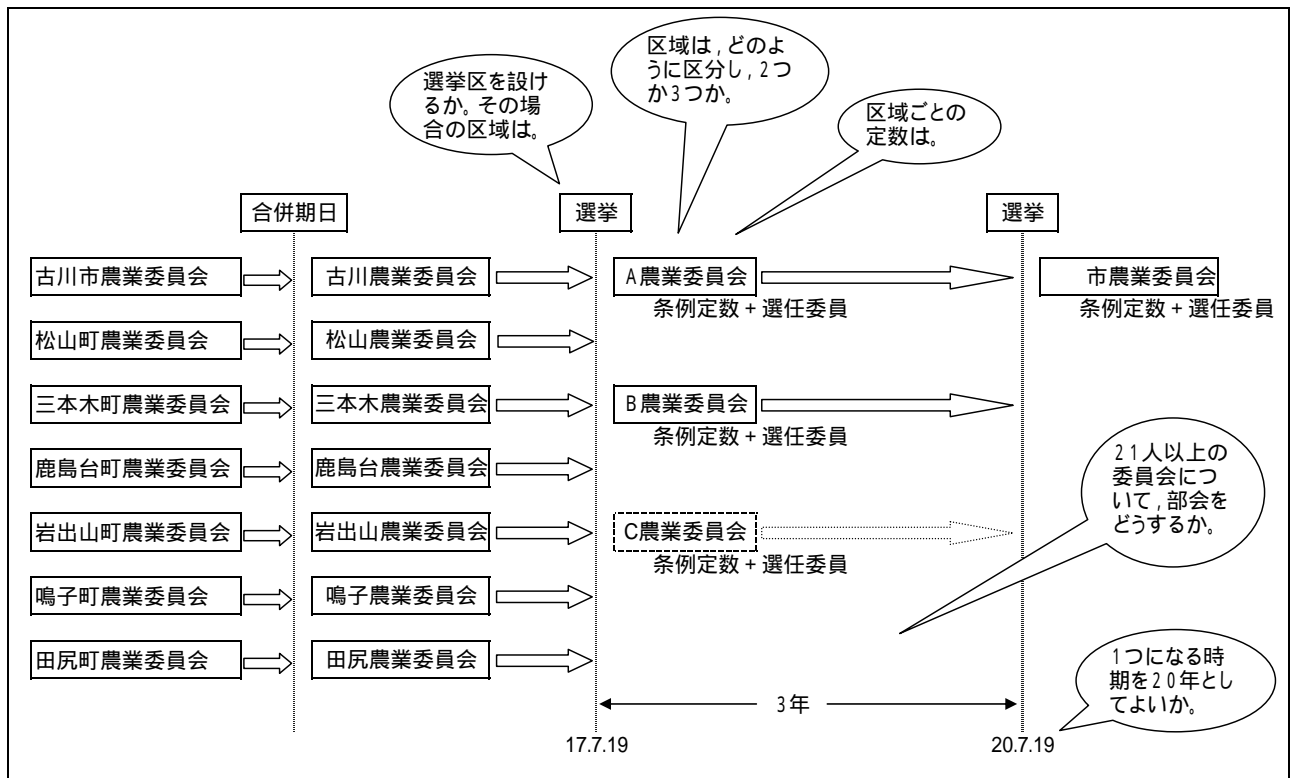
現在まで確認されていること

- ・合併後、2つ又は3つの複数の農業委員会を置くこと。
- ・将来(平成20年を目安とする)は、1つの農業委員会とすること。
- ・農業委員会法第34条を適用し、平成17年7月19日まで、7つの農業委員会を存続させること。

今後、確認が必要なこと

- ・農業委員会の区域をどのように区分し、2つ又は3つにするか。
- ・区域ごとの定数を何人にするか。
- ・選挙区を設けるか。また、設ける場合の区域をどうするか。
- ・21人以上の農業委員会の部会をどうするか。

以上のことをまとめると次のようになります。



検討資料

農業委員会委員の定数について（案）

・基本的には、新市の農業委員会は、事務の効率化などを進めることにより、1人当りの担当農地面積・農家戸数を現在よりは大きくなるようにするものとし、次のように総定数を定めるものとする。

1市6町それぞれの農業委員1人当りの平均担当農地面積及び平均担当農家戸数を求める。

の値が最大となる市町の平均担当農地面積(a)及び平均担当農家戸数(b)を新市農業委員会委員の1人当り担当基準とする。

新市の農地面積を(a)により除した数と新市の農家戸数を(b)により除した数の平均を新市農業委員会委員の総定数の上限とする。

2つの場合でも、3つの場合でも、区域ごとの定数の合計は、総定数を上限とするものとする。

市町別農地面積・農家戸数 （人，ha，戸）

	選挙委員定数	農地面積		農家戸数	
			1人当り		1人当り
古川市	23	6,156	(a) 268	3,758	(b) 163
松山町	12	1,071	89	586	49
三本木町	12	1,418	118	732	61
鹿島台町	16	1,772	111	1,052	66
岩出山町	12	2,541	212	1,406	117
鳴子町	10	1,054	105	672	67
田尻町	16	3,263	204	1,655	103
計	101	17,275	171	9,861	98

1. 1市6町の農業委員会委員の1人当り平均担当農地面積及び平均担当農家戸数が最大となるのは、古川市の268ha/人，163戸/人なので、これを新市農業委員会委員の1人当り担当基準とする。

2. 新市農業委員会委員の総定数

（新市農地面積）（1人当り担当基準）

17,275ha ÷ 268ha/人 = 64人

（新市農家戸数）（1人当り担当基準）

9,861戸 ÷ 163戸/人 = 60人

（64人 + 60人）÷ 2 = **62人**

< 新市農業委員会委員の総定数の上限 >

3. 委員会ごとの農業委員会委員定数試算

第3回小委員会で意見の多かった区域案，2・3・4・6及び定数配分案，2・3により，62人を新市農業委員会委員の総定数の上限として試算すると，次のようになります。

委員会数	2委員会				3委員会			
	2		3		4		6	
区域分割案	2		3		4		6	
定数配分案	2	3	2	3	2	3	2	3
岩出山町	19	15	34	33	17	15	17	15
鳴子町			(30)	(30)				
古川市	43	47			27	28	● 24	● 24
田尻町	(40)	(40)	28	29			21	23
松山町					18	19		
鹿島台町								
三本木町							●	●
計	62 (59)	62 (55)	62 (58)	62 (59)	62	62	62	62

区域分割案2 [古川市・田尻町・松山町・三本木町・鹿島台町][岩出山町・鳴子町]

3 [古川市・岩出山町・鳴子町][田尻町・松山町・三本木町・鹿島台町]

4 [古川市・田尻町][松山町・三本木町・鹿島台町][岩出山町・鳴子町]

6 [古川市・三本木町][田尻町・松山町・鹿島台町][岩出山町・鳴子町]

定数配分案2 各農業委員会に10人を均等に割り振り，その残りを農地面積・農家戸数に比例して定める方法

3 各農業委員会に構成旧市町数×3人を割り振り，その残りを農地面積・農家戸数に比例して定める方法

注：試算の結果は，上の表のようになりますが，法定上限定数を超える農業委員会については，法定上限定数を委員定数とする。（表内の（ ）書きの部分）

参考資料 合併協議会への提案の例

協議第 8 号

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについては、次のとおり提案する。

平成 15 年 月 日提出

大崎地方合併協議会
会長 佐々木 謙 次

協定項目 8	農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い
	<p>1 新市に合併前の 1 市 6 町に設置された農業委員会の区域をその区域とする 7 つの農業委員会を置く。 (2 つの農業委員会に統合する場合)</p> <p>2 7 つの農業委員会は、平成 17 年 7 月 19 日をもって、合併前の 市、 町及び 町をその区域とする農業委員会並びに合併前の 町、 町、 町及び 町をその区域とする農業委員会の 2 つに統合するものとし、それぞれその選挙による委員の定数を 人及び 人とする。 (3 つの農業委員会に統合する場合)</p> <p>2 7 つの農業委員会は、平成 17 年 7 月 19 日をもって、合併前の 市及び 町をその区域とする農業委員会、合併前の 町、 町及び 町をその区域とする農業委員会並びに合併前の 町及び 町をその区域とする農業委員会の 3 つに統合するものとし、それぞれその選挙による委員の定数を 人、 人及び 人とする。 (選挙区を設ける場合)</p> <p>3 農業委員会を統合するときの選挙を行うにあたっては、 < 選挙区を設けるものとするが、選挙区の数及び選挙区ごとの定数については、 > < 合併前の市町ごとに選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、 > 新市において調整する。</p> <p>4 < 統合後の農業委員会の部会については、新市において調整する。 > < 統合後の農業委員会（選挙委員が 21 人以上）には、それぞれ農地部会及び農政部会を置く。 ></p> <p>5 統合後の農業委員会委員の報酬は、 < 合併前の 市（町）の農業委員会委員の報酬の例による。 > < 会長 円、会長職務代理 円、・・・及び委員 円とする。 ></p> <p>6 新市の農業委員会は、平成 20 年に 1 つに統合することを目標に、新市において調整を図るものとする。</p>

協議事項（４）

次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

記

1 開催日時

平成15年11月20日（木）
午前9時30分から

2 場所

宮城県古川合同庁舎 1階 大会議室